

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前備置書類  
(株式移転に係る事前備置書類)

株式会社ロコガイド

2021年6月9日

## 株式移転に係る事前備置書類

東京都港区三田一丁目4番28号  
株式会社ロコガイド  
代表取締役 穂田 誉輝

株式会社ロコガイド（以下「ロコガイド」）と株式会社くふうカンパニー（以下「くふうカンパニー」といい、ロコガイドとくふうカンパニーを総称して、以下「両社」といいます。）は、共同株式移転の方法により、2021年10月1日（以下「効力発生日」）をもって両社の完全親会社となる「株式会社くふうカンパニー」（以下「共同持株会社」といい、くふうカンパニーにつきましては、商号変更の予定です。）を設立すること（以下「本株式移転」）といたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下の通りです。

### 1. 株式移転計画書

別添1「株式移転計画書（写）」をご参照ください。

### 2. 会社法第773条第1項5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

#### (1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

##### ① 本株式移転に係る割当ての内容

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下、「株式移転比率」）を以下の通り決定いたしました。

	ロコガイド	くふうカンパニー
株式移転比率	4.10	1

#### (注) 1. 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ロコガイドの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式4.1株を、くふうカンパニーの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、ロゴガイド又はくふうカンパニーの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2. 共同持株会社が本株式移転により発行する新株式数（予定）

普通株式：57,861,573株

上記は、ロゴガイドの発行済株式総数9,710,500株（2021年3月31日時点）及びくふうカンパニーの発行済株式総数18,051,361株（2021年3月31日時点）に基づいて記載しております。但し、ロゴガイド及びくふうカンパニーは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、2021年3月31日時点でロゴガイド及びくふうカンパニーがそれぞれ保有する自己株式である普通株式58株及び2,601株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までにロゴガイド又はくふうカンパニーの新株予約権の行使等がなされた場合においても、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

3. 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転によりロゴガイド及びくふうカンパニーの株主の皆様にご割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、ロゴガイドの株式を25株以上、又はくふうカンパニーの株式を100株以上を保有するなどして、本株式移転により共同持株会社の株式の単元株式数である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受けるロゴガイド又はくふうカンパニーの株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受けるロゴガイド又はくふうカンパニーの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式を共同持株会社から買い増すことも可能です。

## ② 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

### (ア) 割当ての内容の根拠及び理由

ロコガイドは、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーに株式会社エイゾン・パートナーズ（以下、「エイゾン」）を、法務アドバイザーとして AZX 総合法律事務所を選任しました。また、ロコガイド取締役会は、後記（オ）（a）（i）に記載の通り、①本株式移転を通じた経営統合（以下、「本経営統合」）の目的の正当性・合理性、②本経営統合の手續の公正性、③本経営統合の移転比率等の経済的条件の妥当性それぞれを踏まえ、④本経営統合に係る決定が、ロコガイドの少数株主にとって不利益でないかを確保するため、両社の支配株主である穂田誉輝氏（以下、「穂田氏」）及びくふうカンパニーと利害関係を有しないロコガイドの社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第 436 条の 2 に規定する独立役員である橋岡宏成氏及び吉澤航氏、同じく穂田氏及びくふうカンパニーと利害関係を有しない外部の有識者である牧兼充氏（早稲田大学大学院 経営管理研究科准教授）の 3 名から構成される特別委員会（以下、「ロコガイド特別委員会」）を設置し、ロコガイド特別委員会は、ロコガイド特別委員会の法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下、「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」）を選任しました。

一方、くふうカンパニー取締役会は、後記（オ）（b）（i）に記載の通り、本株式移転の公正性を担保するため、穂田氏及びロコガイドと利害関係を有しないくふうカンパニーの社外取締役（監査等委員）であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第 436 条の 2 に規定する独立役員である田丸正敏氏、同じく穂田氏及びロコガイドと利害関係を有しないくふうカンパニーの社外取締役（監査等委員）である西村清彦氏及び飯田耕一郎氏の 3 名から構成される特別委員会（以下、「くふうカンパニー特別委員会」）を設置し、くふうカンパニー特別委員会は、取締役会の委任に基づき、独立した第三者算定機関としてくふうカンパニーの財務アドバイザーに株式会社 Stand by C（以下、「Stand by C」）を、くふうカンパニーの法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を指名しました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率に関する算定書を取得すると共に、各社の財務アドバイザー及び法務アドバイザーから助言を受けました。また、両社は、本株式移転に重大な影響をおよぼす可能性のある問題点の有無を調査するために、相互の経営陣に対するヒアリング調査に加え、随時経営陣間での情報共有等を実施しましたが、当該ヒアリング調査等の結果、本株式移転の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある問題点は発見されませんでした。

併せて、ロコガイドは、後記（オ）（a）（ii）の通り、独立性を有する特別委

員会から、ロコガイドの取締役会が、上記2.(1)①本株式移転に係る割当ての内容に記載の株式移転比率により、本株式移転の実施を決議することが、ロコガイドの少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の答申書を取得しました。

また、くふうカンパニーは、後記(オ)(b)(ii)の通り、独立性を有する特別委員会から、くふうカンパニーの取締役会が、上記2.(1)①本株式移転に係る割当ての内容に記載の株式移転比率により、本株式移転の実施を決議することが、くふうカンパニーの少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書を取得しました。

このように、ロコガイド及びくふうカンパニーは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び各社の財務アドバイザー及び法務アドバイザーからの助言を参考に、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、上記2.(1)①本株式移転に係る割当ての内容に記載の株式移転比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、かかる株式移転比率により本株式移転を行うことにつき、2021年5月14日に開催されたロコガイド及びくふうカンパニーの取締役会決議に基づき、共同で株式移転計画を作成することといたしました。

#### (イ)算定に関する事項

##### (a) 算定機関の名称並びにロコガイド及びくふうカンパニーとの関係

ロコガイドは本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関としてエイゾンを選任し、エイゾンに株式移転比率の算定を依頼し、2021年5月13日付で株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。

一方、くふうカンパニー特別委員会は、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関として Stand by Cを選任し、Stand by Cに株式移転比率の算定を依頼し、2021年5月13日付で株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。

なお、ロコガイドの算定機関であるエイゾン及びくふうカンパニーの算定機関である Stand by Cは、いずれもロコガイド及びくふうカンパニーの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

##### (b) 算定の概要

エイゾンは、ロコガイド及びくふうカンパニーが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うと共に、両社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定、それに加えて、将来の事業活動の状況

を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」）による算定を行い、これらに基づく分析結果を総合的に勘案して株式移転比率の分析を行っております。

各手法における株式移転比率の評価レンジは以下の通りです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、くふうカンパニーの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てする場合に、ロゴガイドの普通株式1株に対して割当てられる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	3.28～4.24
類似会社比較法	2.63～5.71
DCF法	2.80～5.47

市場株価法では、2021年5月13日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

類似会社比較法では、ロゴガイド及びくふうカンパニーの両社について、比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、時価総額に対する当期純利益の倍率、事業価値に対するEBITDAの倍率等を用いて、ロゴガイド及びくふうカンパニーの両社の株式価値を分析しております。

DCF法では、ロゴガイドについては、ロゴガイドが、現在の組織体制を前提として作成した2022年3月期から2023年3月期中期経営計画に基づき、営業利益から営業利益ベースでの法人税等を控除した税引後営業利益に設備投資額、減価償却費（のれん償却費を含む）、及び運転資本の増減を加味したものをフリー・キャッシュフローとして定義しており、将来フリー・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値を評価しております。当該中期経営計画は、対前年度比で、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、ロゴガイドが手掛けるトクバイ事業の更なるユーザー数・有料店舗数の増加、及びトクバイのメディアの価値向上による広告ビジネス拡大を通じたインターネットメディア事業の大幅な成長、地域事業の本格化による新たな収益源の創出、また、新規事業としての投資事業の加速等により、2021年度3月期から2023年度3月期にかけて、対前年度比で、営業利益が大幅

な増益となることを見込んでおります。なお、当該中期経営計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではなく、加えて、本経営統合の効果は、含めておりません。

一方、くふうカンパニーについては、くふうカンパニーが、現在の組織体制を前提として作成した3ヶ年中期経営計画（2021年9月期から2023年9月期）に基づき、営業利益から営業利益ベースでの法人税等を控除した税引後営業利益に設備投資額、減価償却費（のれん償却費を含む）、及び運転資本の増減を加味したものをフリー・キャッシュフローとして定義しており、将来フリー・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値を評価しております。なお、ロコガイドは、くふうカンパニーから受領した中期経営計画を参考に、直近までの動向やロコガイドが、くふうカンパニーに対して行ったデュー・デリジェンスの結果、当該中期経営計画の財務予測数値に影響し得ると判断した事項を加味した上で、くふうカンパニーの将来フリー・キャッシュフロー値として採用しております。当該中期経営計画は、くふうカンパニーが2020年8月12日に公表した2023年9月期にEBITDA 20億円達成を目指す中期経営定量目標の基となる財務予測数値であり、2021年9月期から2023年9月期にかけて、対前年度比で、営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。具体的には、利益計画の変動要因としては対象期間を通じて、くふうカンパニーのグループ会社である株式会社おうちのくふうが手掛ける不動産買取再販事業ユーザー数の増加による不動産関連事業の伸長、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ結婚関連事業の緩やかな回復、くふうカンパニーのグループ会社である株式会社Zaimが手掛けるオンライン家計簿サービスの拡大による金融関連事業の拡大を見込んでおります。なお、当該中期経営計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではなく、加えて、本経営統合の効果は、含めておりません。なお、2021年4月14日に、くふうカンパニーが公表したハイアス・アンド・カンパニー株式会社（以下「ハイアス社」）との資本業務提携の件については、ハイアス社の市場株価を参考に、その株式価値を算定し加算する形で、くふうカンパニーの株式価値に反映しております。

エイゼンは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一

般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でエイゾンに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社（共に関連会社を含む）の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。エイゾンの株式移転比率の算定は、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含む）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、エイゾンが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。ロコガイドは、エイゾンより、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、エイゾンによる上記算定結果の合理性を確認しております。

一方、Stand by Cは、ロコガイド及びくふうカンパニーが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うと共に、両社には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法も併せて採用いたしました。

各手法における株式移転比率の算定結果は以下の通りです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、くふうカンパニーの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てする場合に、ロコガイドの普通株式1株に対して割当てられる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	3.28～4.24
類似会社比較法	3.01～4.76
DCF法	3.14～5.74

市場株価法では、2021年5月13日を算定基準日とし、東京証券取引所におけ

る両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

類似会社比較法では、ロコガイド及びくふうカンパニーの両社について、比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、時価総額に対する当期純利益の倍率、事業価値に対するEBITDAの倍率等を用いて、ロコガイド及びくふうカンパニーの両社の株式価値を分析しております。

DCF法では、ロコガイドについては、ロコガイドが、現在の組織体制を前提として作成しております2022年3月期から2023年3月期中期経営計画に基づき、営業利益から営業利益ベースでの法人税等を控除した税引後営業利益に減価償却費（のれん償却費を含む）、運転資本の増減、設備投資額、及び投資事業支出を加味したものをフリー・キャッシュフローとして定義しており、将来フリー・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値を評価しております。当該中期経営計画は、対前年度比で、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、ロコガイドが手掛けるトクバイ事業の更なるユーザー数・有料店舗数の増加、及びトクバイメディアの価値向上によるインターネットメディア事業の大幅な成長、また、地域事業の本格化による新たな収益源の創出、新規事業としての投資事業の加速等により、2021年度3月期から2023年度3月期にかけて、対前年度比で、営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該中期経営計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではなく、加えて、本経営統合の効果は、含めておりません。

くふうカンパニーについては、くふうカンパニーが、現在の組織体制を前提として作成した2020年8月12日に公表しております2023年9月期のEBITDA 20億円の中期経営定量目標数値（コロナ禍に伴う戦略変更により、従来の中期経営計画を2年先送りとしております）に基づき、営業利益から営業利益ベースでの法人税等を控除した税引後営業利益に減価償却費（のれん償却費を含む）、運転資本の増減、及び設備投資額を加味したものをフリー・キャッシュフローとして定義しており、将来フリー・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値を評価しております。当該目標数値は、2021年9月期から2023年9月期にかけて、対前年度比で、営業利益が大幅な増益となることを見込んでおります。具体的には、対象期間を通じて、新型コロナウイルス感染症

の影響により落ち込んだ結婚関連事業の緩やかな回復、生活者向けの買取再販サービスの事業拡大が牽引する不動産関連事業の伸長、オンライン家計簿サービス「Zaim」の収益基盤拡大に伴う金融関連事業の伸長、豊富なユーザー基盤を活かした新たな収益源の獲得によるメディア事業の拡大、社会体験アプリ「ごっこランド」を軸としたファミリー向けデジタルコンテンツ事業の拡大による子ども関連事業の伸長など、各事業領域の継続的な成長による利益創出を計画しております。なお、当該中期経営計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではなく、加えて、本経営統合の効果は、含めておりません。なお、2021年4月14日に、くふうカンパニーが公表したハイアス社との資本業務提携の件については、ハイアス社の市場株価を参考に、その株式価値を算定し加算する形で、くふうカンパニーの株式価値に反映しております。

Stand by Cは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でStand by Cに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社（共に関連会社を含む）の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。Stand by Cの株式移転比率の算定は、2021年5月13日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、Stand by Cが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。くふうカンパニーは、Stand by Cより、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、Stand by Cによる上記算定結果の合理性を確認しております。

(ウ) 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

ロコガイド及びくふうカンパニーは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、2021年10月1日を予定しております。また、ロコガイド及びくふうカンパニーは、本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2021年9月29日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

(エ) 公正性を担保するための措置

本株式移転の公正性を担保するために、両社は上記（ア）及び（イ）に記載の通り、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を行い、その結果合意された株式移転比率により本株式移転を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、両社は、第三者算定機関より、合意された株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、両社は、法務アドバイザーとして、ロコガイドはAZX総合法律事務所を、くふうカンパニーは森・濱田松本法律事務所を、それぞれ選任し、それぞれ本株式移転の手續及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。さらに、ロコガイド特別委員会は、独自の法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任しております。

なお、AZX総合法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び森・濱田松本法律事務所は、いずれもロコガイド及びくふうカンパニーの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(オ) 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、穂田氏が、ロコガイドの発行済株式総数の69.98%（2021年3月31日現在）の株式を保有し、かつ、くふうカンパニーの発行済株式総数の56.70%（2021年3月31日現在）の株式を保有し、両社いずれとの関係においても支配株主に該当することから、両社は利益相反防止の観点から以下の措置をとっております。

(a) ロコガイド

(i) ロコガイドにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

ロコガイドの取締役のうち、ロコガイドの支配株主であり、かつ、くふうカン

パニーの取締役を兼任している穂田氏、及びくふうカンパニーの子会社である株式会社 Zaim の監査役である熊坂賢次氏（以下「熊坂氏」）については、利益相反回避の観点から、ロコガイドの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、2021年5月14日開催のロコガイドの取締役会においては、穂田氏・熊坂氏を除いた出席取締役の全員一致で株式移転計画の作成を決議しております。

なお、本株式移転の比率の交渉は、2021年4月23日から2021年5月13日までの間に合計4回行われ、当該交渉を担当したロコガイドの取締役には、利益相反のおそれのある取締役（穂田氏・熊坂氏）は含まれておりません。

(ii) ロコガイドにおける独立した社外取締役（監査等委員）及び有識者から構成される特別委員会からの答申書の取得

ロコガイドの取締役会は、穂田氏及びくふうカンパニーと利害関係を有しないロコガイドの社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である橋岡宏成氏及び吉澤航氏、同じく穂田氏及びくふうカンパニーと利害関係を有しない外部の有識者である牧兼充氏（早稲田大学大学院経営管理研究科准教授）の3名から構成される特別委員会を設置し、①本経営統合の目的の正当性・合理性、②本経営統合の手続の公正性、③本経営統合の経済的条件の妥当性のそれぞれを踏まえ、④本経営統合を実施する旨の取締役会決議を行うことが、ロコガイドの少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問しました。また、ロコガイド特別委員会は、独自の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任しております。

ロコガイド特別委員会は、2021年3月17日から2021年5月13日までに、会合を合計6回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。ロコガイド特別委員会は、かかる検討にあたり、その法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、上記諮問事項の検討に係る留意点の説明を受けた上で、ロコガイドが選任した第三者算定機関であるエイゾンによる株式移転比率の算定結果を入手すると共に、ロコガイドより、本経営統合の背景・目的、本経営統合により向上することが見込まれる企業価値の具体的内容、本経営統合後の経営体制・方針、事業計画等についての説明に加え、本経営統合の条件を検討・交渉する体制、株式移転比率を含む本経営統合の諸条件の交渉経緯及び決定過程等についての説明を受けています。また、ロコガイド特別委員会は、くふうカンパニーに対しても質疑応答を実施し、くふうカンパニーから本経営統合の背景・目的等、事業計画等についての説明を受けています。さらに、ロコガイド特別委員会は、エイゾンによる株式価値の算定方法及び株式移転比率に関する説明も受け、これらに関する質疑応答を行っております。加えて、ロコガイド特別委

員会は、くふうカンパニーが 2021 年 4 月 14 日に公表しました「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社との資本業務提携契約の締結、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社株券（証券コード：6192）に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」に関して、くふうカンパニーから、当該資本業務提携の件についての背景及び合理性等の説明を受け、ロコガイドからも、当該資本業務提携が本経営統合の推進に影響を及ぼすような懸念はないと考えている旨の説明を受けています。ロコガイド特別委員会は、かかる経緯の下、2021 年 5 月 14 日付で、(i) 上記①に関しては、本経営統合が、ロコガイドの企業価値向上に資しないとすべき特段の事情は認められず、また、本経営統合の目的が、正当性・合理性を欠くとすべき特段の事情は認められないこと、(ii) 上記②に関しては、本経営統合の条件を検討・交渉する体制、本経営統合の株式移転比率の交渉経緯及び決定過程等において、公正性を疑わせる事情はなく、本経営統合の実施に際して公正性を担保するための措置が取られていることからすると、本経営統合の手続が、公正性を欠くとすべき特段の事情は認められないこと、(iii) 上記③に関しては、独立した第三者算定機関であるエイゾンによる株式移転比率の算定結果その他の事項を踏まえると、本経営統合における株式移転比率である上記 2. (3) 本株式移転に係る割当ての内容に記載の株式移転比率について、妥当性を欠くとすべき特段の事情は認められないこと、(iv) 上記④に関しては、上記 (i) 乃至 (iii) を踏まえ、本経営統合がロコガイドの少数株主に及ぼす影響を検討すると、本経営統合を実施する旨の取締役会決議を行うことが、ロコガイドの少数株主にとって不利益ではないと考えられること、(v) くふうカンパニーによるハイアス社との資本業務提携の件に関するロコガイド及びくふうカンパニーの説明を踏まえると、くふうカンパニーが当該資本業務提携の件を実施中であることが、本委員会の意見に特段の影響を与えるものではないと考えられる旨を内容とする答申書を、ロコガイド取締役会に対して提出しております。

(b) くふうカンパニー

(i) くふうカンパニーにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

くふうカンパニーの取締役のうち、くふうカンパニーの支配株主であり、かつ、ロコガイドの取締役を兼任している穂田氏については、利益相反回避の観点から、くふうカンパニーの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、2021 年 5 月 14 日開催のくふうカンパニーの取締役会においては、穂田氏を除いた出席取締役の全員一致で株式移転計画の作成を決議しております。

なお、本株式移転の比率の交渉は、2021 年 4 月 23 日から 2021 年 5 月 13 日までの間に合計 4 回行われ、当該交渉を担当したくふうカンパニーの取締役には、利益相反のおそれのある取締役（穂田氏）は含まれておりません。

(ii) くふうカンパニーにおける独立した社外取締役（監査等委員）3名から構成される特別委員会からの答申書の取得

くふうカンパニーの取締役会は、穂田氏及びロコガイドと利害関係を有しないくふうカンパニーの社外取締役（監査等委員）であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である田丸正敏氏、同じく穂田氏及びロコガイドと利害関係を有しないくふうカンパニーの社外取締役（監査等委員）である西村清彦氏及びくふうカンパニーの社外取締役（監査等委員）飯田耕一郎氏の3名から構成される特別委員会を設置し、①本経営統合の目的の正当性、②本経営統合の手の適正性、③本経営統合に係る移転比率等の条件の妥当性を踏まえた上で、(a)くふうカンパニーの取締役会において本株式移転の承認をすべきか否かについて検討し、くふうカンパニーの取締役会に勧告を行うこと、及び(b)くふうカンパニーの取締役会における本経営統合についての決定が、くふうカンパニーの少数株主にとって不利益でないかについて検討し、くふうカンパニーの取締役会に意見を述べることについて諮問しました。

また、くふうカンパニーの取締役会は、くふうカンパニー特別委員会の判断内容を最大限尊重して本株式移転に関する意思決定を行うこと、及びくふうカンパニー特別委員会が本株式移転の取引条件が妥当でないと判断した場合には、くふうカンパニーの取締役会は当該取引条件による本株式移転の承認をしないこととすることを決議しております。さらに、くふうカンパニーの取締役会は、くふうカンパニー特別委員会に対し、ロコガイドとの間で取引条件等についての交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと、上記諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、くふうカンパニー特別委員会の財務のアドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務のアドバイザーをくふうカンパニーの費用負担で選任又は指名すること、並びにくふうカンパニーの役職員から本株式移転に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領することについて権限を付与することを決議しております。

なお、くふうカンパニー特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされています。

くふうカンパニー特別委員会は、2021年3月19日から2021年5月14日までに、会合を合計6回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。くふうカンパニー特別委員会は、かかる検討にあたり、くふうカンパニーの独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーであるStand by C及び法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性に

問題がないことを確認し、その選任を承認し、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から上記諮問事項の検討に係る留意点の説明を受けました。その上で、くふうカンパニー特別委員会は、第三者算定機関である Stand by C による株式移転比率の算定結果を入手すると共に、くふうカンパニーより、本株式移転の背景・目的、本株式移転により向上することが見込まれる企業価値の具体的内容、本株式移転後の経営体制・方針、事業計画等についての説明に加え、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、株式移転比率の交渉方針及び決定過程並びに本株式移転の取締役会の意思決定方法及び過程等についての説明を受け、事業計画等の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認すると共に、ロコガイドとの株式移転比率の交渉方針について承認しています。また、くふうカンパニー特別委員会は、ロコガイドに対しても質疑応答を実施し、ロコガイドからロコガイドの事業に関する今後の計画及び成長性、本経営統合に係るシナジー等についての説明を受けています。さらに、くふうカンパニー特別委員会は、Stand by C から株式価値の算定方法及び株式移転比率に関する説明を受け、これらに関する質疑応答を行っております。くふうカンパニー特別委員会は、かかる経緯の下、2021年5月14日付で、(i) 上記①に関しては、本経営統合によるシナジーの実現を目指し、これにより統合グループの企業価値向上を目指すという本経営統合の目的には合理性が認められ、本経営統合によるシナジーは実現可能性が合理的に見込めるものであり、本経営統合にはデイスシナジーが特に想定されないため、本経営統合の目的は正当であること、(ii) 上記②に関しては、本経営統合においては、独立した特別委員会の設置、くふうカンパニーにおける独立した財務アドバイザー兼第三者算定機関からの算定書の取得、くふうカンパニーにおける独立した法務アドバイザーからの助言の取得、利害関係を有する取締役の取締役会における審議・決議及び本経営統合に係る検討・交渉への不参加という各手続が実施されていること、適切な開示により、くふうカンパニーの少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であること、くふうカンパニーがロコガイドより不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないことから、くふうカンパニーの少数株主の利益を図る観点から適正な手続が実施されているものと認められること、(iii) 上記③に関しては、(a) 本株式移転の方法をとることは合理性を有すること、(b) くふうカンパニーが Stand by C から2021年5月13日付で取得した株式移転比率に関する算定書におけるDCF法による算定の基礎とされているくふうカンパニー事業計画の策定手続及び内容並びにロコガイド事業計画の内容について特に不合理な点は認められないこと、(c) 当該算定書の算定方法及び算定内容（ハイアス社の株式に関する算定内容及び算定方法を含む）について、特に不合理な点は認められず、信用できるものと

判断されるところ、本経営統合に係る移転比率は、当該算定書における市場株価法による評価レンジ、類似会社比較法による評価レンジ及び DCF 法による評価レンジの範囲内であることからすれば、本経営統合に係る移転比率等の条件は妥当であると認められること等を考慮し、くふうカンパニー取締役会は、本経営統合の承認をするべきであると考えてる旨、及び、くふうカンパニー取締役会における本経営統合についての決定は、くふうカンパニーの少数株主によって不利益なものではないと考える旨の答申書を、くふうカンパニー取締役会に対して提出しております。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロコガイド及びくふうカンパニーは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下の通り決定いたしました。

① 資本金の額	10,000,000 円
② 資本準備金の額	10,000,000 円
③ 利益準備金の額	0 円

これらの資本金及び準備金の額は、設立後の共同持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、ロコガイド及びくふうカンパニーで協議の上、会社計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものです。

3. 会社法第 773 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の第 1 欄に掲げるロコガイド及びくふうカンパニーが発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、それぞれその所有するロコガイド又はくふうカンパニーの新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第 2 欄に掲げる共同持株会社の新株予約権をそれぞれ割当て交付いたします。

(1) ロコガイド

第 1 欄記載のロコガイドの各新株予約権（その内容は別添 1「株式移転計画書（写）」別紙の通り）の新株予約権者に対し、その保有する当該新株予約権に代わる第 2 欄記載の共同持株会社の各新株予約権を割当て交付いたします。

	第1欄		第2欄	
①	株式会社ロコガイド 第1回新株予約権	株式移転計画書別紙 2-①-1	株式会社くふう カンパニー第1 回新株予約権	株式移転計画書別紙 2-①-2
②	株式会社ロコガイド 第2回新株予約権	同別紙 2-②-1	株式会社くふう カンパニー第2 回新株予約権	同別紙 2-②-2

(2) くふうカンパニー

第1欄記載のくふうカンパニーの各新株予約権（その内容は別添1「株式移転計画書（写）」別紙の通り）の新株予約権者に対し、その保有する当該新株予約権に代わる第2欄記載の共同持株会社の各新株予約権を割当て交付いたします。

	第1欄		第2欄	
①	株式会社くふう カンパニー 第1回新株予約権	株式移転計画書別紙 3-①-1	株式会社くふう カンパニー 第3回新株予約権	株式移転計画書別紙 3-①-2
②	株式会社くふう カンパニー 第3回新株予約権	同別紙 3-②-1	株式会社くふう カンパニー 第4回新株予約権	同別紙 3-②-2
③	株式会社くふう カンパニー 第6回新株予約権	同別紙 3-③-1	株式会社くふう カンパニー 第5回新株予約権	同別紙 3-③-2
④	株式会社くふう カンパニー 第7回新株予約権	同別紙 3-④-1	株式会社くふう カンパニー 第6回新株予約権	同別紙 3-④-2
⑤	株式会社くふう カンパニー 第8回新株予約権	同別紙 3-⑤-1	株式会社くふう カンパニー 第7回新株予約権	同別紙 3-⑤-2

## 5. くふうカンパニーに関する事項

### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

くふうカンパニーの2020年9月期に係る計算書類等の内容につきましては、別添2をご参照ください。

### (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

#### ① 有償新株予約権の発行

くふうカンパニーは、2020年11月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、くふうカンパニー及びくふうカンパニー子会社の取締役、執行役員及び従業員に対する新株予約権を発行することを決議いたしました。本決議に基づき、2020年12月22日開催の取締役会において、本新株予約権の割当てを決議し、くふうカンパニー及びくふうカンパニー子会社の取締役、執行役員及び従業員29名に対し3,920個を割当てております。

#### ② 株式会社キッズスターの株式の取得（子会社化）

くふうカンパニーは、2020年11月12日開催の取締役会において、株式会社キッズスターの株式を取得し子会社化するための株式譲渡契約を締結することを決議し、2021年1月4日付で株式会社キッズスターの株式(議決権所有割合：50.0%)を取得いたしました。

#### ③ ハイアス・アンド・カンパニー株式会社株券に対する公開買付け、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社との資本業務提携、及び第三者割当増資の引受け

くふうカンパニーは、2021年4月14日開催の取締役会において、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の普通株式を金融商品取引法に定める公開買付け（以下、「本公開買付け」）により取得すること、並びに本公開買付けに関連して、同社との間で、資本業務提携契約を締結すること、及び第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」）を引受けることを決議いたしました。本公開買付け及び本第三者割当増資の結果、2021年6月4日（本公開買付けの決済の開始日及び本第三者割当増資の払込日）をもって、同社普通株式19,497,730株（議決権所有割合：52.56%）を保有するに至りました。

#### ④ 資金の借入

くふうカンパニーは、2021年4月13日開催の取締役会において、資金の借入（以下、「本借入」）を行うことを決議いたしました。本借入は、本公開買付け及び本第三者割当増資の引受けに充てることを目的としたものです。本公開買付け

及び本第三者割当増資の手続きを円滑且つ迅速に進めるため、本借入は借入先がくふうカンパニーの支配株主である穂田誉輝となりますが、本借入により調達する資金については、金融機関からの借入による借換えを実施する予定です。

(資金借入の内容)

借入先	穂田 誉輝 (注1)
借入金額	20億円
借入利率	年0.5% (固定金利)
借入実行日	2021年6月2日
返済期限	6ヶ月 (期限前弁済可) (注2)
担保の有無	無担保

- (注) 1. 穂田氏は、くふうカンパニーの取締役であり、くふうカンパニーの議決権を56.73% (2021年5月29日現在) 保有しています。
2. 金融機関からの借入を実施次第、本借入により調達する資金は返済を予定しております。

#### ⑤ 自己株式の消却

くふうカンパニーは、本株式移転の効力発生日までに、くふうカンパニーが現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式 (なお、2021年5月31日時点における自己株式は2,601株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。) を、消却する予定であります。

#### 6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

##### ① 株式会社しずおかオンラインの株式の取得 (子会社化)

ロコガイドは、2021年4月1日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社しずおかオンラインの株式を追加取得することを決議し、2021年4月1日付で同社の株式 (発行済株式の65.7%) を取得し完全子会社化いたしました。

##### ② 自己株式の消却

ロコガイドが保有する自己株式並びに本株式移転の効力発生日までにロコガイドが保有することとなる自己株式の全て (なお、2021年5月31日時点における自己株式は58株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。) を、消却時において本株式移転計画が有効であることを条件として、本株式移転の効力発生日の直前に消却する予定であります。

株式移転計画書（写）

株式移転計画書

株式会社ロゴガイド（以下、「甲」）及び株式会社くふうカンパニー（以下、「乙」）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下の通り共同して株式移転計画（以下、「本計画」）を作成する。

第 1 条 株式移転

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下、「丙」）の成立の日（第 7 条に定義する。以下、同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転（以下、「本株式移転」）を行うものとする。

第 2 条 丙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項

1. 丙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下の通りとする。
  - (1) 目的  
丙の目的は、別紙 1 の定款第 2 条記載の通りとする。
  - (2) 商号  
丙の商号は、「株式会社くふうカンパニー」とし、英文では「Kufu Company Inc.」と表示する。
  - (3) 本店の所在地  
丙の本店の所在地は東京都港区とし、本店の所在場所は東京都港区三田一丁目 4 番 28 号とする。
  - (4) 発行可能株式総数  
丙の発行可能株式総数は、200,000,000 株とする。
2. 前項に定めるもののほか、丙の定款で定める事項は、別紙 1 の定款に記載の通りとする。

第 3 条 丙の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称

1. 丙の設立時取締役の氏名は、次の通りとする。

取締役	穂田	誉輝
取締役	菅間	淳
取締役	西村	清彦
取締役	熊坂	賢次
取締役	橋岡	宏成

2. 丙の設立時会計監査人の名称は、次の通りとする。

誠栄監査法人

第4条 本株式移転に際して交付する株式及びその割当て

1. 丙は、本株式移転に際して、丙が甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」）の甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、それぞれの有する株式に代わり、以下の各号に定める数の合計に相当する数の丙の株式を交付する。

(1) 甲が丙の成立の日の前日現在発行している株式数に4.10を乗じた数

(2) 乙が丙の成立の日の前日現在発行している株式数に1を乗じた数

2. 丙は、本株式移転に際し、基準時の甲及び乙の株主名簿にそれぞれ記載又は記録された甲及び乙の各株主に対し、その有する甲又は乙の株式につき、次の割合にて丙の株式を割り当てる。

(1) 甲の株主については、その有する甲の株式1株につき、丙の株式4.10株

(2) 乙の株主については、その有する乙の株式1株につき、丙の株式1株

第5条 丙の資本金及び準備金の額に関する事項

丙の成立の日における丙の資本金及び準備金の額は、次の通りとする。

(1) 資本金の額

金10,000,000円

(2) 資本準備金の額

金10,000,000円

(3) 利益準備金の額

金0円

第6条 株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て

1. 丙は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から②までの第 1 欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権と同数の、第 2 欄に掲げる丙の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第 1 欄		第 2 欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社ロゴガイド 第 1 回新株予約権	別紙 2-①-1	株式会社くふう カンパニー 第 1 回新株予約権	別紙 2-①-2
②	株式会社ロゴガイド 第 2 回新株予約権	別紙 2-②-1	株式会社くふう カンパニー 第 2 回新株予約権	別紙 2-②-2

2. 丙は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑤までの第 1 欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権と同数の、第 2 欄に掲げる丙の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第 1 欄		第 2 欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社くふう カンパニー 第 1 回新株予約権	別紙 3-①-1	株式会社くふう カンパニー 第 3 回新株予約権	別紙 3-①-2
②	株式会社くふう カンパニー 第 3 回新株予約権	別紙 3-②-1	株式会社くふう カンパニー 第 4 回新株予約権	別紙 3-②-2
③	株式会社くふう カンパニー 第 6 回新株予約権	別紙 3-③-1	株式会社くふう カンパニー 第 5 回新株予約権	別紙 3-③-2
④	株式会社くふう カンパニー 第 7 回新株予約権	別紙 3-④-1	株式会社くふう カンパニー 第 6 回新株予約権	別紙 3-④-2
⑤	株式会社くふう カンパニー 第 8 回新株予約権	別紙 3-⑤-1	株式会社くふう カンパニー 第 7 回新株予約権	別紙 3-⑤-2

3. 丙は、本株式移転に際し、基準時における甲の新株予約権者に対して、その所有する第 1 項の表①から②までの第 1 欄に掲げる新株予約権 1 個につき、それぞれ第 2 欄に掲げる新株予約権 1 個を割り当てる。
4. 丙は、本株式移転に際し、基準時における乙の新株予約権者に対して、その所有する第 2 項の表①から⑤までの第 1 欄に掲げる新株予約権 1 個につき、それぞれ第 2 欄に掲げる新株予約権 1 個を割り当てる。

第 7 条 丙の成立の日

丙の設立の登記をすべき日（以下、「丙の成立の日」）は、2021年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第8条 株式移転計画承認株主総会

甲及び乙は、甲については2021年6月24日を開催日として、乙については2021年7月7日を開催日として、それぞれ株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第9条 株式上場及び株主名簿管理人

1. 甲及び乙は、丙の発行する普通株式が、丙の成立の日に株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場されるよう、相互に誠実に協議の上、当該上場に必要となる手續を協力して行う。
2. 丙の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

#### 第10条 剰余金の配当

甲及び乙は、本計画の作成後、丙の成立の日までの間、丙の成立の日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

#### 第11条 自己株式の消却

甲及び乙は、丙の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する実務上消却可能な範囲の自己株式（本株式移転につき会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得される自己株式を含む）の全部を消却するものとする。

#### 第12条 善管注意義務

甲及び乙は、本計画の作成日から丙の成立の日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの事業、財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙は協議し合意の上、これを行う。

#### 第13条 本計画の効力

本計画は、第8条に定める甲及び乙のいずれかの株主総会の承認が得られない場合又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

#### 第 14 条 株式移転条件の変更及び本株式移転の中止

本計画の作成日から丙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙の合意により、本株式移転の条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

#### 第 15 条 協議事項

本計画に定める事項のほか、本計画に定めのない事項、その他本株式移転に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、合意により定める。

本計画作成の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 5 月 14 日

甲 : 東京都港区三田一丁目 4 番 28 号  
株式会社ロコガイド  
代表取締役 穂田誉輝

乙 : 東京都港区三田一丁目 4 番 28 号  
株式会社くふうカンパニー  
代表取締役 堀口育代

別紙 1 : 丙の定款全文

別紙 2-①-1~2-②-1 : 甲の発行済新株予約権の内容

別紙 2-①-2~2-②-2 : 甲の新株予約権に代えて代替交付する丙の新株予約権の内容

別紙 3-①-1~3-⑤-1 : 乙の発行済新株予約権の内容

別紙 3-①-2~3-⑤-2 : 乙の新株予約権に代えて代替交付する丙の新株予約権の内容

定 款

株式会社くふうカンパニー

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社くふうカンパニーと称し、英文ではKufu Company Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及び外国会社その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支援、管理することを目的とする。

- (1) インターネットを利用した各種情報収集、情報処理、情報提供、市場調査、その他情報サービスに係る事業
- (2) システム、ソフトウェア及びハードウェアの企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理及びこれらの仲介、代理業
- (3) コンテンツ（文章、音声、画像、動画、コンピュータソフトウェア等）の企画、開発、制作、編集、販売及び配信及びこれらの仲介、代理業
- (4) 広告事業及びその仲介、代理業
- (5) 出版業
- (6) 不動産の売買、賃貸借、管理、鑑定及びこれらの仲介、代理業
- (7) リフォーム住宅の設計、施工、請負、管理並びにこれら事業の企画及び仲介、代理業
- (8) 飲食店業
- (9) 宴会、展覧会及び各種イベント等の運営に係る事業
- (10) 金融業、投資業、貸金業、貸金代理業、集金の代行業、資金決済に係る事業
- (11) 生命保険及び損害保険の募集、締結の媒介に関する事業及び損害保険代理店業
- (12) 各種物品及びサービスの企画、開発、販売、リース、レンタル、輸出入及びこれらの仲介、代理業
- (13) 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介、代理業
- (14) 古物営業法による古物商

- (15) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
- (16) 労働者派遣事業及び職業紹介事業
- (17) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (18) 写真、録画、録音物の企画、制作、編集、販売及びこれらの仲介、代理業
- (19) フランチャイズチェーンへの経営及び技術指導
- (20) 農業及び農業サービス業
- (21) 医薬品の販売
- (22) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び受託に係る事業
- (23) 前各号に付帯関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号の事業及び以下の事業を営むこととする。

- (1) グループ会社等の管理に係る業務
- (2) 金融商品、不動産、その他投資商品等への投資及び運用
- (3) 起業家支援、ベンチャー企業支援に係る事業
- (4) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び受託に係る事業
- (5) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社には、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

別紙 1

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする事ができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 取締役会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であ

る者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」)は、報酬委員会の決議によって定める。

## 第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(各委員の選定方法)

第31条 当会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

(各委員会規程)

第32条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規程による。

## 第6章 執行役

(執行役の選任)

第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって役付執行役を定めることができる。

(執行役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役

(執行役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

別紙 1

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2022年9月30日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

以上

## 株式会社ロゴガイド 第1回新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の名称

株式会社ロゴガイド 第1回新株予約権

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、2,700円とする。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、125円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2018年4月1日から2024年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員としての地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

④各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

- ⑤新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2018年3月31日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 以下に該当する場合、上記3.(3)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
  - ②新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇されたとき。
  - ③新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
  - ④新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2018年3月31日

9. 申込期日

2018年3月30日

以上

株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式820株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、31円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2021年10月1日から2024年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会又は取締役会が認める社内機関が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

- ④各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。
- ⑤新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2021 年 10 月 1 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 以下に該当する場合、上記 3. (3) に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ①新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
  - ②新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇されたとき。
  - ③新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
  - ④新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

株式会社ロゴガイド 第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社ロゴガイド 第2回新株予約権

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、16,270円とする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、457円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年4月1日から2024年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

④各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

- ⑤新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2019年3月29日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 以下に該当する場合、上記3.（3）に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
  - ②新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇されたとき。
  - ③新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
  - ④新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2019年3月29日

以上

株式会社くふうカンパニー 第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニー 第2回新株予約権

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 820 株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、112 円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2021年10月1日から2024年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会又は取締役会が認める社内機関が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

- ④各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。
- ⑤新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の割当日

2021 年 10 月 1 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 以下に該当する場合、上記 3. (3) に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ①新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
  - ②新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇されたとき。
  - ③新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
  - ④新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権 1 個につき目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は 425 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる 1 株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額 (以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 295 円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合

理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

2018 年 10 月 1 日から 2022 年 3 月 25 日までとする。

(4) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、前号に規定する本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式会社オウチーノの株式が日本国内の証券取引所に上場された日から 1 年間が経過するまでは本新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても当社又は当社の不動産関連事業領域に属する子会社若しくは関連会社（当初は、株式会社オウチーノ、株式会社スペースマゼラン、株式会社 **Seven Signatures International**（以下「SSI」という。）及び SSI の子会社とし、当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を変更することができるものとする。）の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができる。
- ④ 本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。
- ⑤ 新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができる。但し、各本新株予約権の一部行使はすることができない。
- ⑥ 新株予約権者は、権利行使に係る行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額が 1,200 万円を超えることになる場合は、本新株予約権を行行使することはできない。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が第 4 号に定める本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合または本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社は、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認がなされたときは、当社は、当社が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第 1 号に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の行使価額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
第 3 号に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第 3 号に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第 5 号に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 新株予約権の取得条項  
第7号に準じて決定する。
  - (9) 本新株予約権の行使により新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
2. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
3. 本新株予約権の割当日 2018年10月1日

以上

## 株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の内容

## (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権 1 個につき目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は 425 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる 1 株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

## (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額 (以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 295 円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合

理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

2021 年 10 月 1 日から 2022 年 3 月 25 日までとする。

(4) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、前号に規定する本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式会社オウチーノの株式が日本国内の証券取引所に上場された日から 1 年間が経過するまでは本新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても当社又は当社の不動産関連事業領域に属する子会社若しくは関連会社（株式会社オウチーノ、株式会社スペースマゼラン、株式会社 **Seven Signatures International**（以下「SSI」という。）及び SSI の子会社とし、当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を変更することができるものとする。）の取締役、監査役、執行役または従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができる。
- ④ 本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。
- ⑤ 新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができる。但し、各本新株予約権の一部行使はすることができない。
- ⑥ 新株予約権者は、権利行使に係る行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額が 1,200 万円を超えることになる場合は、本新株予約権を行行使することはできない。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が第 4 号に定める本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合または本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社は、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認がなされたときは、当社は、当社が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第 1 号に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の行使価額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
第 3 号に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第 3 号に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第 5 号に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 新株予約権の取得条項  
第7号に準じて決定する。
  - (9) 本新株予約権の行使により新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
2. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
3. 本新株予約権の割当日 2021年10月1日

以上

株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 4.25 株とする。1 株未満の端数の計算方法については、新株予約権者が同時に行使した新株予約権の数に付与株式数を乗じた結果生じる 1 株未満の数のみを端数とし、これを切り捨てるものとする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、1 株未満の端数の計算方法及び処理方法については、上記と同様とする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとし、1 株未満の端数の計算方法及び処理方法については、上記と同様とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 576 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2019年4月1日から2025年9月14日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、下記(a)、(b)または(c)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を上限として、当該条件を最初に充たした期の決算期から3ヶ月経過後の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - (a) 2018年12月期または2019年12月期のうち、いずれかの期において  
EBITDAが3億円超である場合 行使可能割合：10%
  - (b) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期において

EBITDA が 6 億円超である場合 行使可能割合：60%

(c) 2018 年 12 月期乃至 2022 年 12 月期のうち、いずれかの期において

EBITDA が 10 億円超である場合 行使可能割合：100%

- ② 上記における EBITDA は、当社の不動産関連事業領域に属する子会社若しくは関連会社（当初は、株式会社オウチーノ、株式会社スペースマゼラン、株式会社 Seven Signatures International（以下「SSI」という。）及び SSI の子会社とし、当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を変更することができるものとする。以下、本号及び次号において同様とする。）の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合又は連結の範囲に含まれない会社がある場合には、各会社の個別損益計算書を基礎とし、各会社相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成するものをいう。また、監査法人又は公認会計士による任意監査又は当該監査法人若しくは公認会計士との間で合意された手続を実施したものに限る。以下、本号において同様とする。）における営業利益に、連結損益計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき EBITDA の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役にて定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の不動産関連事業領域に属する子会社若しくは関連会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会または取締役会が認める社内機関が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

### 3. 新株予約権の割当日

2018 年 10 月 1 日

### 4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画についての株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本

新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、上記 2. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 2. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 5. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 2. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 2. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 2. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 2. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 4 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

株式会社くふうカンパニー 第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 4.25 株とする。1 株未満の端数の計算方法については、新株予約権者が同時に行使した新株予約権の数に付与株式数を乗じた結果生じる 1 株未満の数のみを端数とし、これを切り捨てるものとする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、1 株未満の端数の計算方法及び処理方法については、上記と同様とする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとし、1 株未満の端数の計算方法及び処理方法については、上記と同様とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 576 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2021年10月1日から2025年9月14日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、下記(a)、(b)または(c)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を上限として、当該条件を最初に充たした期の決算期から3ヶ月経過後の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2018年12月期または2019年12月期のうち、いずれかの期において  
EBITDAが3億円超である場合 行使可能割合：10%

(b) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期において

EBITDA が 6 億円超である場合 行使可能割合：60%

(c) 2018 年 12 月期乃至 2022 年 12 月期のうち、いずれかの期において  
EBITDA が 10 億円超である場合 行使可能割合：100%

- ② 上記における EBITDA は、当社の不動産関連事業領域に属する子会社若しくは関連会社（株式会社オウチーノ、株式会社スペースマゼラン、株式会社 **Seven Signatures International**（以下「SSI」という。）、SSI の子会社、及び株式会社おうちのくふうとし、当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を変更することができるものとする。以下、本号及び次号において同様とする。）の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合又は連結の範囲に含まれない会社がある場合には、各会社の個別損益計算書を基礎とし、各会社相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成するものをいう。また、監査法人又は公認会計士による任意監査又は当該監査法人若しくは公認会計士との間で合意された手続を実施したものに限り。以下、本号において同様とする。）における営業利益に、連結損益計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき EBITDA の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の不動産関連事業領域に属する子会社若しくは関連会社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会または取締役会が認める社内機関が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

### 3. 新株予約権の割当日

2021 年 10 月 1 日

### 4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画についての株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決

議) がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、上記 2. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 2. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 5. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 2. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 2. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 2. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 2. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 4 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニー第6回新株予約権

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（株式会社オウチーノ及び株式会社みんなのウェディング間の2018年5月15日付株式移転計画書に基づく本新株予約権の割当日をいう。以下同じ。）後、株式会社くふうカンパニー（以下「当社」という。）が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金705円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年1月1日から2021年12月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、当社の子会社及び関連会社のうち結婚関連事業を行う会社（当初は、株式会社みんなのウェディングとし、当社の取締役会または取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を変更することができるものとする。以下「結婚関連子会社等」という。）の2018年9月期、または2019年9月期の損益計算書（複数の会社がある場合は、連結損益計算書の作成と同様の方法で、各会社の個別損益計算書を基礎とし、各会社相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成するものをいう。また、監査法人もしくは公認会計士による任意監査または当該監査法人もしくは公認会計士との間で合意された手続を実施したものに限り。以下同じ。）から算出するEBITDA（営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について5.3億円以上となった場合、各新株予約権者は、当該条件を最初に充たした決算期の翌年1月1日から、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができる。

なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で

定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合は、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとする。なお、新株予約権者が、次の各号のうち（エ）を除く各号の一に該当した場合は、その後当該号に該当しなくなるか否かを問わず、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとし、直ちに本新株予約権を喪失する。
  - （ア）2019年9月期の結婚関連子会社等の損益計算書が作成及び承認されたときに上記①に掲げる行使条件が充たされなかった場合。
  - （イ）新株予約権者が、当社または結婚関連子会社等の取締役または従業員の地位を喪失した場合。ただし、任期満了による退任、定年による退職、会社命令による出向・転籍、その他正当な理由があると当社取締役会または取締役会が認める社内機関が認めた場合は、この限りではない。
  - （ウ）新株予約権者のうち、社外協力者は、本新株予約権の権利行使時において以下の条件を充足している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
    - （i）社外協力者が当社または結婚関連子会社等の取締役、監査役または使用人であること。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。
  - （エ）新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社取締役会または取締役会が認める社内機関が当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。
  - （オ）新株予約権者が当社または結婚関連子会社等の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の処分を受けた場合。
  - （カ）新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。
  - （キ）新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合。
- ③ その他、以下の場合には本新株予約権を行使することができない。
  - （ア）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合。
  - （イ）本新株予約権を1個未満で行使する場合。

#### 4. 新株予約権の割当日 2018年10月1日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- （1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- （2）新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権者が有する本新株予約権（もしあれば）を無償で取得することができる。
- （3）当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得することもしくは株式の併合をすること（当該株式の併合により当社の株主の数が25名未満となることが見込まれる場合に限る。）が当社株主総会で承認されたときまたは特別支配株主の株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来を

もって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.(3)に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項  
上記5.に準じて決定する。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
本6.に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

株式会社くふうカンパニー 第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニー 第5回新株予約権

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、株式会社くふうカンパニー(以下「当社」という。)が株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金705円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株

式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2021年10月1日から2021年12月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合は、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとする。なお、新株予約権者が、次の各号のうち(ウ)を除く各号の一に該当した場合は、その後当該号に該当しなくなるか否かを問わず、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとし、直ちに本新株予約権を喪失する。

(ア) 新株予約権者が、当社または当社の結婚関連事業領域に属する子会社若しくは関連会社（以下「結婚関連子会社等」という。）の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合。ただし、任期満了による退任、定年による退職、会社命令による出向・転籍、その他正当な理由があると当社取締役会または取締役会が認める社内機関が認めた場合は、この限りではない。

(イ) 新株予約権者のうち、社外協力者は、本新株予約権の権利行使時において以下の条件を充足している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(i) 社外協力者が当社または結婚関連子会社等の取締役、執行役員、監査役または使用人であること。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社取締役会または取締役会が認める社内機関が当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。

(エ) 新株予約権者が当社または結婚関連子会社等の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の処分を受けた場合。

(オ) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。

(カ) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合。

③ その他、以下の場合には本新株予約権を行使することができない。

- (ア) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合。
- (イ) 本新株予約権を1個未満で行使する場合。

4. 新株予約権の割当日  
2021年10月1日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権者が有する本新株予約権（もしあれば）を無償で取得することができる。
- (3) 当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得することもしくは株式の併合をすること（当該株式の併合により当社の株主の数が25名未満となることが見込まれる場合に限る。）が当社株主総会で承認されたときまたは特別支配株主の株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.(3)に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備

金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項  
上記5. に準じて決定する。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
本6. に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

株式会社くふうカンパニー 第7回新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニー 第7回新株予約権

(2) 申込期間

2020年2月15日から3月1日まで

(3) 割当日

2020年3月2日

(4) 払込期日

2020年3月2日

(5) 募集の方法

第三者割当の方法により割り当てる。

(6) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。当該調整後付与株式数を適用する日については、第10項の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(7) 本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 76 円

(8) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。
- ② 行使価額は、当初 1,259 円とする。ただし、行使価額は第 10 項に定める調整に服する。

(9) 新株予約権の行使条件

- ① 各新株予約権者は、2021 年 9 月期における EBITDA 及び株式報酬費用の合計額が、一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、割当てられた本新株予約権の全て又は一部を第 12 項に定める期間において行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

業績判定水準：EBITDA 及び株式報酬費用の合計額が 2,000 百万円を超過していること

なお、上記における EBITDA 及び株式報酬費用の合計額の判定においては、2021 年 9 月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに株式報酬費用を加算した額を参照するものとする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき EBITDA 及び株式報酬費用の合計額の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他当社取締役会又は取締役会が委任した社内機関が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(10) 行使価額の調整

- ① 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の (i) 又は (ii) を行う場合、行使価

額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(i) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

(ii) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、本項②に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
  - iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- ② 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

本項①(i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

本項①（ii）に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

本項①（i）及び（ii）に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### (11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、第6項に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第8

項に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に本項③に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
第12項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第12項に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第15項に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件  
第9項に準じて決定する。
- ⑨ 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件  
第14項に準じて決定する。

(12) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年1月1日から2023年12月31日までとする。

(13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(14) 本新株予約権の取得

- ① 以下の(i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)、(vi)又は(vii)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、権利者は未行使の割当新株予約権を法令上可能な範囲で放棄したものとみなし、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権1個あたり払込金額と同額で新株予約権を取得することができる。
  - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (ii) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (v) 本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は、当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (vi) 普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限る）
  - (vii) 当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める場合に限る。但し、同条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く）
- ② 本新株予約権の全て又は一部が行使条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が、本新株予約権の全て又は一部を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (15) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げる。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (16) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (17) 新株予約権証券の不発行
- 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権

(2) 割当日

2021年10月1日

(3) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。当該調整後付与株式数を適用する日については、第7項の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(4) 本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

② 行使価額は、当初1,259円とする。ただし、行使価額は第7項に定める調整に服する。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 各新株予約権者は、2021年9月期における EBITDA 及び株式報酬費用の合計額が、一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、割当てられた本新株予約権の全て又は一部を第9項に定める期間において行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

業績判定水準：EBITDA 及び株式報酬費用の合計額が2,000百万円を超過していること

なお、上記における EBITDA 及び株式報酬費用の合計額の判定においては、株式会社くふうカンパニー（なお、2021年9月30日をもって「株式会社くふう中間持株会社」に商号変更する。以下「旧くふうカンパニー」という。）が、割当日の前日において行っている事業に属する当社の子会社又は関連会社（但し、割当日の前日における株式会社ロコガイド及びその子会社並びに、これらの会社が行っている事業に属する当社の子会社又は関連会社を除く。なお対象となる会社について疑義がある時は、当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を確定する。）（以下「旧くふうカンパニーグループ各社」という。）を対象範囲とする。2021年9月期の旧株式会社くふうカンパニーの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合又は連結の範囲に含まれない会社がある場合には、旧くふうカンパニーグループ各社の個別損益計算書を基礎とし、旧くふうカンパニーグループ各社相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成するものをいう。また、監査法人又は公認会計士による任意監査又は当該監査法人若しくは公認会計士との間で合意された手続を実施したものに限り。以下、本号において同様とする。）における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに株式報酬費用を加算した額を参照するものとする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき EBITDA 及び株式報酬費用の合計額の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役、執行役員、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他当社取締役会又は取締役会が委任した社内機関が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## (7) 行使価額の調整

- ① 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の (i) 又は (ii) を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

## (i) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

- (ii) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、本項②に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- ② 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

本項① (i) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件とし

て株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

本項①（ii）に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

本項①（i）及び（ii）に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### (8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、第3項に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第6項に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に本項③に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

第9項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第9項に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第12項に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

第6項に準じて決定する。

⑨ 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件

第11項に準じて決定する。

(9) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年1月1日から2023年12月31日までとする。

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(11) 本新株予約権の取得

① 以下の(i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)、(vi)又は(vii)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、権利者は未行使の割当新株予約権を法令上可能な範囲で放棄したものとみなし、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権1個あたり払込金額と同額で新株予約権を取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

- (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (v) 本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は、当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (vi) 普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限る）
  - (vii) 当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める場合に限る。但し、同条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く）
- ③ 本新株予約権の全て又は一部が行使条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が、本新株予約権の全て又は一部を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げる。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (14) 新株予約権証券の不発行
- 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社くふうカンパニー 第8回新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニー第8回新株予約権

(2) 申込期間

2020年11月13日から12月22日まで

(3) 割当日

2020年12月23日

(4) 払込期日

2020年12月23日

(5) 募集の方法

第三者割当の方法により割当てる。

(6) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」)は100株とする。ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。当該調整後付与株式数を適用する日については、第10項の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(7) 本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金73円

(8) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」）に付与株式数を乗じた金額とする。
- ② 払込金額は、当初 910 円とする。ただし、払込金額は第 10 項に定める調整に服する。

(9) 新株予約権の行使条件

- ① 各新株予約権者は、2023 年 9 月期における EBITDA 及び株式報酬費用の合計額が、一定の水準（以下、「業績判定水準」）を超過した場合、割当てられた本新株予約権の全て又は一部を第 12 項に定める期間において行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

業績判定水準：EBITDA 及び株式報酬費用の合計額が 2,000 百万円を超過していること

なお、上記における EBITDA 及び株式報酬費用の合計額の判定においては、2023 年 9 月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに株式報酬費用を加算した額を参照するものとする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき EBITDA 及び株式報酬費用の合計額の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

- ④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他当社取締役会又は取締役会が委任した社内機関が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(10) 払込金額の調整

- ① 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の (i) 又は (ii) を行う場合、払込金額をそれぞれ次に定める算式（以下、「払込金額調整式」）により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

(i) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 払込金額調整式に使用する「時価」は、本項②に定める「調整後払込金額を適用する日」（以下、「適用日」）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 払込金額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、払込金額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

② 調整後払込金額を適用する日は、次に定めるところによる。

本項①(i)に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使するこ

とにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込金額} - \text{調整後払込金額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後払込金額}}$$

本項①(ii)に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

本項①(i)及び(ii)に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で払込金額を調整することができる。

払込金額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### (11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」)を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。

##### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、第6項に準じて決定する。

##### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第8項に従って定められる調整後払込金額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に本項③に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象

会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
第12項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第12項に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第15項に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件  
第9項に準じて決定する。
- ⑨ 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件  
第14項に準じて決定する。

(12) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」）は、2024年1月1日から2025年12月31日までとする。

(13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(14) 本新株予約権の取得

- ① 以下の（i）、（ii）、（iii）、（iv）、（v）、（vi）又は（vii）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、権利者は未行使の割当新株予約権を法令上可能な範囲で放棄したものとみなし、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権1個あたり払込金額と同額で新株予約権を取得することができる。
  - （i）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - （ii）当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - （iii）当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - （iv）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - （v）本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取

得について当社の承認を要すること又は、当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (vi) 普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限る）
  - (vii) 当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める場合に限る。但し、同条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く）
  - ④ 本新株予約権の全て又は一部が行使条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が、本新株予約権の全て又は一部を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (15) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げる。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (16) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (17) 新株予約権証券の不発行
- 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

以上

## 株式会社くふうカンパニー 第7回新株予約権の内容

### (1) 本新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニー第7回新株予約権

### (2) 割当日

2021年10月1日

### (3) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」）は100株とする。ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。当該調整後付与株式数を適用する日については、第7項の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

### (4) 本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない

### (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」）に付与株式数を乗じた金額とする。
- ② 払込金額は、当初910円とする。ただし、払込金額は第7項に定める調整に服する。

### (6) 新株予約権の行使条件

- ① 各新株予約権者は、2023年9月期におけるEBITDA及び株式報酬費用の合計額が、

一定の水準（以下、「業績判定水準」）を超過した場合、割当てられた本新株予約権の全て又は一部を第 9 項に定める期間において行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

業績判定水準：EBITDA 及び株式報酬費用の合計額が 2,000 百万円を超過していること

なお、上記における EBITDA 及び株式報酬費用の合計額の判定においては、株式会社くふうカンパニー（なお、2021 年 9 月 30 日をもって「株式会社くふう中間持株会社」に商号変更する。以下「旧くふうカンパニー」という。）が、割当日の前日において行っている事業に属する当社の子会社又は関連会社（但し、割当日の前日における株式会社ロゴガイド及びその子会社並びに、これらの会社が行っている事業に属する当社の子会社又は関連会社を除く。なお、対象となる会社について疑義がある時は、当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を確定する。）

（以下「旧くふうカンパニーグループ各社」という。）を対象範囲とする 2023 年 9 月期の旧くふうカンパニーの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合又は連結の範囲に含まれない会社がある場合には、旧くふうカンパニーグループ各社の個別損益計算書を基礎とし、旧くふうカンパニーグループ各社相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成するものをいう。また、監査法人又は公認会計士による任意監査又は当該監査法人若しくは公認会計士との間で合意された手続を実施したものに限る。以下、本号において同様とする。）における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに株式報酬費用を加算した額を参照するものとする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき EBITDA 及び株式報酬費用の合計額の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役、執行役員、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他当社取締役会又は取締役会が委任した社内機関が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### (7) 払込金額の調整

- ① 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の (i) 又は (ii) を行う場合、払込金

額をそれぞれ次に定める算式（以下、「払込金額調整式」）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(i) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 払込金額調整式に使用する「時価」は、本項②に定める「調整後払込金額を適用する日」（以下、「適用日」）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 払込金額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、払込金額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

② 調整後払込金額を適用する日は、次に定めるところによる。

本項①(i)に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該

基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込金額} - \text{調整後払込金額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後払込金額}}$$

本項①（ii）に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

本項①（i）及び（ii）に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で払込金額を調整することができる。

払込金額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### (8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。

##### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、第3項に準じて決定する。

##### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第5項に従って定められる調整後払込金額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に本項③に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
第9項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第9項に定める行使期間の末日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第12項に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ⑧ その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件  
第6項に準じて決定する。
  - ⑨ 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件  
第11項に準じて決定する。
- (9) 本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」）は、2024年1月1日から2025年12月31日までとする。
- (10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- (11) 本新株予約権の取得
- ① 以下の(i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)、(vi)又は(vii)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、権利者は未行使の割当新株予約権を法令上可能な範囲で放棄したものとみなし、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権1個あたり払込金額と同額で新株予約権を取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (v) 本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は、当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (vi) 普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限り）
  - (vii) 当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める場合に限り。但し、同条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く）
  - ⑤ 本新株予約権の全て又は一部が行使条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が、本新株予約権の全て又は一部を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げる。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- (14) 新株予約権証券の不発行
- 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

以上

くふうカンパニーの令和2年9月期に係る計算書類等

## 第2期 事業報告

(2019年10月1日から2020年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは「くふうで生活を賢く・楽しく」を経営理念とし、ユーザーが様々なライフイベントにおいて、より賢く、楽しく意思決定を行えるようメディアとサービスの提供を行っております。さらなる事業規模拡大及び持続的成長、企業価値の向上を図るため、子会社の新設やM&A等も機動的に実施しております。

当連結会計年度における日本経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症のリスク拡大に伴う経済活動の停滞懸念等が高まるとともに、同感染症の収束時期を予測することが困難なことから、先行きの不透明な状況が続きました。当社グループにおいては、結婚関連事業における結婚式の開催延期または中止、不動産関連事業における米国ハワイ州での富裕層向け事業の一時活動停止等が発生しました。

このような環境のもと、当社グループは従来の成長戦略を見直すとともに、生活者の行動変容を踏まえた新たな課題に向き合い、くらしを豊かにするサービスの創出に取り組んでまいりました。

さらなる事業規模拡大と企業価値の向上を目指し、当連結会計年度において、ふくろう少額短期保険株式会社（2020年4月1日付でくふう少額短期保険株式会社に商号変更）の株式を取得し、同社を連結子会社としました。株式会社くらしにくふうは従来の支援機能としての位置付けを変更し、グループメディア支援に加えて新規事業領域のメディア開発を推進しました。また、株式会社おうちのアドバイザーから株式会社おうちのくふうへ商号変更を行い、不動産関連事業におけるサービスとして買取再販事業を本格始動しました。さらに、当社グループの投資の機動性を高めることを目的に、株式会社くふうキャピタルを新設しました。結婚関連事業においては、新しい結婚価値を創出するためのブランド展開を早期に実現していくことを目的に、連結子会社3社（株式会社みんなのウェディング、株式会社アールキューブ、株式会社フルスロットルズ）の統合を推進しました。

当連結会計年度の業績については、売上高は4,548,097千円（前連結会計年度比1.2%増）、営業利益は235,616千円（前連結会計年度比12.8%減）、経常利益は247,821千円（前連結会計年度比6.5%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は94,779千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益16,384千円）となりました。

2020年3月27日付で株式を取得したふくろう少額短期保険株式会社については、みなし取得日を2020年3月31日としているため、2020年4月1日以降の損益計算書を連結しております。

報告セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

#### <結婚関連事業>

当事業は、株式会社みんなのウェディングによるウェディング総合情報メディア「みんなのウェディング」、株式会社アールキューブによる会費制を中心とした結婚式プロデュースサービス「会費婚」、株式会社フルスロットルズによるインポートブランドを中心としたウェディングドレス販売「DRESS EVERY」等で構成されております。3社の運営一体化を推進し、花嫁花婿による結婚式の情報収集から開催までを一気通貫で支援できるサービスづくりに注力しております。

当連結会計年度においては、国内外における新型コロナウイルス感染症のリスク拡大に伴い結婚式の開催が見合わされる中、「みんなのウェディング」においてはサイト利用者数及び有料掲載式場数が減少しました。また、結婚関連事業の業容拡大に貢献してきた「会費婚」においても、3月以降は結婚式の開催延期または中止が相次ぎ、想定していた成長を維持することが難しい状況となりました。ドレス販売は百貨店催事の中止や、店舗の一時的な営業休止が発生しました。

このような環境のもと、新しい結婚価値を創出するためのブランド展開を早期に実現していくことを目的に、3社の統合を推進することで、意思決定スピードの向上やリソースの最適化に伴う固定費の削減を進めました。当連結会計年度においてはドレス販売の2店舗を「会費婚」の表参道サロンへ移転し集約した他、コロナ禍で生じた新たなニーズに応える結婚サービスの開発等を推進しました。

以上の結果、当連結会計年度の結婚関連事業の売上高は2,856,528千円（前連結会計年度比 15.4%減）、営業利益は350,480千円（前連結会計年度比 41.8%減）となりました。

#### <不動産関連事業>

当事業は、株式会社オウチーノによる住宅・不動産専門メディア「オウチーノ」、株式会社おうちのくふうによる生活者向けの買取再販サービス、株式会社Seven Signatures International による富裕層向けコンサルティングサービス等で構成されております。

当連結会計年度においては、株式会社オウチーノが提供する不動産会社向け営業支援ツール「オウチーノくらすマッチ」について、非接触・非対面で物件周辺情報を提供できるツールとして販売が拡大し、不動産関連事業全体の黒字化に寄与しました。富裕層向けコンサルティングサービスにおいては、国内外における新型コロナウイルス感染症のリスク拡大に伴う渡航規制や、米国ハワイ州におけるロックダウン措置の実行等に伴い、事業活動を一時中断せざるを得ない状況が発生しました。国内に軸足を移し、リモートワークやワーケーション需要を捉えた物件販売プロジェクトに注力しました。

また、国内におけるオフィス賃貸を中心とした不動産仲介を提供していた株式会社おうちのアドバイザーについて、2020年7月に株式会社おうちのくふうへ商号変更を行い、事業内容を生活者向けの買取再販サービスに刷新して本格始動しました。

以上の結果、当連結会計年度の不動産関連事業の売上高は719,282千円（前連結会計年度比 21.4%減）、営業利益は75,285千円（前連結会計年度は営業損失80,077千円）となりました。買取再販事業においては、人件費や販売用物件の仕入れ等、先行して発生している費用のみを計上しています。

#### <その他>

その他事業には主に、株式会社保険のくふう及びくふう少額短期保険株式会社による保険サービス並びに株式会社Zaimによる900万ダウンロードを超えるオンライン家計簿サービス「Zaim」等の金融関連事業、株式会社くらしにくふうによるくらしに関する総合情報メディア「ヨムーノ」及びグループ内外の各メディアの企画・制作・運営支援等で構成されるメディア関連事業、株式会社Da Vinci Studioによる当社グループ内外向け技術支援等といった支援機能が含まれます。

当連結会計年度において、金融関連事業については、保険サービスはくふう少額短期保険株式会社の参画に伴い、取扱保険商品の収益性改善やオンライン販売の強化に向けた体制整備とサイトリニューアルを実施しました。オンライン家計簿サービス「Zaim」は「毎日のお金も、一生のお金も、あなたらしく改善。」をコンセプトに、個人のニーズに合わせて家計を改善していくための新機能開発を推進し、また、金融機関との口座同期に必要なAPI接続等について、従前より連携しているすべての金融機関と改正銀行法に基づいた個別契約を締結しました。

メディア関連事業については、くらしに関する総合情報メディア「ヨムーノ」の利用者数増加に伴い広告収入が伸長するとともに、日用品の紹介サイト「買えるヨムーノ」、新しい働き方支援サイト「リモートワークのくふう」、3歳からはぐくみメディア「おやこのくふう」など、コロナ禍による社会変化に対応する多様なメディアの開発に注力しました。また、グループ内の各メディアの利用者拡大に向けた支援をより一層強化しました。

株式会社Da Vinci Studioは、当社グループの独立したテクノロジー・デザイン組織として、グループ内各事業会社のサービス開発支援及び新規事業の創出に注力しました。また、グループ外の開発案件の受託を通じて、特定の事業領域にとどまらない技術や知見の獲得に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度のその他事業の売上高は708,913千円（前連結会計年度比 224.1%増）、営業利益は34,302千円（前連結会計年度は営業損失 13,706千円）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は18,434千円であり、その主なものは、株式会社Zaimの本社移転に伴う工事であります。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2020年3月27日付で、ふくろう少額短期保険株式会社の発行済株式を取得し、子会社化いたしました。

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、コロナ禍による社会変化や生活者の行動変容を踏まえた新たな課題に向き合い、くらしを豊かにするサービスを創出するために、各事業領域における「メディア+サービス」のビジネスモデルの継続強化、生活者の行動変容に応じたメディア接点の創出、「非対面」「非接触」「非密集」に対応するオンライン完結型サービスの提供に注力することで、早期に成長軌道に乗せ、継続的な企業価値向上を実現していく必要があります。

各事業等の運営状況と課題は以下のとおりです。

### <結婚関連事業>

当事業においては、コロナ禍前に比べて「みんなのウェディング」のサイト利用者数及び有料掲載式場数が減少している他、結婚式プロデュースサービス「会費婚」における結婚式の開催や新規受注は大きく落ち込んでいます。意思決定スピードの向上やリソースの最適化とともにメディアとサービスの融合をさらに進めることで、新しい結婚価値を創出するためのブランド展開を早期に実現していく必要があります。

### <不動産関連事業>

当事業においては、コロナ禍においてもメディアを軸に継続的に利益を創出できる体制を整備することができましたが、買取再販事業を早期に軌道に乗せることを通じて、「メディア+サービス」による新たなサービスモデルを構築し、コロナ禍のユーザーニーズを捉えた新サービスの提供による利益創出を目指す必要があります。

### <その他>

金融関連事業においては、保険サービス及びオンライン家計簿サービスは既存事業との連携や当社グループ内のリソース活用により、積極的な事業拡大を推進していく必要があります。メディア関連事業においては、社会変化に対応する多様なメディアの開発を進める必要があります。また、支援機能として、テクノロジー・デザイン機能は当社グループ内の横断組織として、他グループ会社の価値創出に向けて積極的な支援提供を行う必要があります。

以上の事項を各事業等の主要な課題と認識し、下記の重点項目に対処してまいります。

① ユーザーファーストの徹底

当社グループは、情報格差の大きい生活領域において、その解消等によって、ユーザーが正しい選択を行えるようなサービスを提供することを目指しております。当社グループ全体としてユーザーファーストを徹底し、ユーザーの立場に立って利便性の高いサービス作りを行ってまいります。

② 新規サービスの継続的な展開

当社グループは、多様化するユーザーのニーズに応えるため、常に新しいサービスを提供することを検討し、実施してまいります。既存サービスの拡充に加え、事業を展開する各市場やその他周辺領域における新規サービスの展開を図ることで、既存ユーザーへのさらなる付加価値の提供、新規ユーザーの獲得を図り、新しい収益モデルを構築してまいります。

③ 新規事業領域の積極的な開拓

当社グループは、ユーザーの多様な課題を解決するため、新たな事業領域の開拓を積極的に目指してまいります。将来の事業機会を的確に捉え、リスク評価を徹底しつつ、他社との提携、投資活動、買収等を機動的かつ柔軟に推進していくことで、当社グループの継続的な成長を目指してまいります。

④ 優秀な人材の採用、育成、適切な配置

当社グループの事業拡大及び成長のためには、ユーザー視点を持った優秀な人材の採用と、既存社員の能力及びスキルの底上げ、適材適所での活躍の場の提供が重要な課題と考えます。当社グループでは、事業展開に沿って計画的に優秀な人材の採用を行っていくと同時に、ユーザーファーストな考え方を社員に徹底していく等、人材の育成に取り組み、また、当社グループ内での活躍の機会を提供することで、当社グループ全体の組織力を強化してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は、当社グループ全体が安定したサービス提供を維持するとともに継続的に成長していくためには、内部統制の整備、強化に継続して取り組んでいくことが必要であると考えております。当社は、当社グループのガバナンス機能を統括する立場として、グループ組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を含め、統制環境の整備、強化、見直しを継続して行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(7) 企業集団の財産及び損益の状況

項 目	期別	
	第1期 2019年9月期	第2期 (当連結会計年度) 2020年9月期
売 上 高 (千円)	4,493,131	4,548,097
経 常 利 益 (千円)	264,924	247,821
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純 損 失 ( △ ) (千円)	16,384	△94,779
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	0.91	△5.27
総 資 産 (千円)	5,842,651	6,374,745
純 資 産 (千円)	4,882,663	4,431,080

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式の総数により算出しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	住所	議決権 比率	主要な事業内容
株式会社みんなのウェディング	54,050千円	東京都港区	100.0%	結婚関連事業
株式会社アールキューブ	50,000千円	東京都渋谷区	100.0%	結婚関連事業
株式会社オウチーノ	50,000千円	東京都港区	100.0%	不動産関連事業
株式会社おうちのくふう	53,000千円	東京都港区	100.0%	不動産関連事業
株式会社Seven Signatures I n t e r n a t i o n a l	100,000千円	東京都港区	100.0%	不動産関連事業
株式会社保険のくふう	3,000千円	東京都港区	100.0%	その他
くふう少額短期保険株式会社	49,999千円	東京都港区	49.7%	その他
株式会社Z a i m	29,000千円	東京都港区	51.1%	その他
株式会社くらしにくふう	3,000千円	東京都港区	100.0%	その他
株式会社Da Vinci Studio	3,000千円	東京都港区	100.0%	その他
株式会社くふうキャピタル	5,000千円	東京都港区	100.0%	その他

(注) 当社100%出資連結子会社であります株式会社みんなのウェディングと株式会社アールキューブ

は、2020年10月1日付で合併(株式会社みんなのウェディングによる吸収合併)し、株式会社エニマリに商号を変更いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社みんなのウェディング	東京都港区	3,758,895千円	10,076,185千円

(9) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

当社グループは、以下の内容を主な事業としています。

① 結婚関連事業

結婚関連事業は株式会社みんなのウェディング、株式会社アールキューブ、株式会社フルスロットルズで構成され、結婚関連情報提供事業及び結婚式プロデュース事業等を行っております。

② 不動産関連事業

不動産関連事業は株式会社オウチーノ、株式会社おうちのくふう、株式会社Seven Signatures International、その他子会社2社で構成され、不動産情報提供事業、生活者向け買取再販事業、富裕層向けコンサルティング事業等を行っております。

③ その他

株式会社保険のくふう、くふう少額短期保険株式会社、株式会社Zaim、株式会社くらしにくふう、株式会社Da Vinci Studio、株式会社くふうキャピタルで構成され、金融関連事業及びメディア関連事業、グループ内各事業に対する支援業務等を行っております。

(10) 主要な営業所 (2020年9月30日現在)

① 当社

本社：東京都港区

② 子会社

主要な子会社及びその営業所所在地については、「(8) 重要な親会社及び子会社の状況」をご参照ください。

(11) 従業員の状況 (2020年9月30日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
230名	16名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

(12) 主要な借入先 (2020年9月30日現在)

借入先	借入金残高(千円)
株式会社日本政策金融公庫	510,000
株式会社三井住友銀行	392,000

(13) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め (会社法第459条第1項) があるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら現時点では、当社は事業規模の拡大及び継続的成長を目指して取り組んでいるため、当面は内部留保に努め、事業への投資資金の確保を優先しております。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,017,461株 (自己株式2,351株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 2,551名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	(株)	(%)
穂田 誉輝	10,234,700	56.8
山崎 令二郎	390,000	2.1
石渡 進介	330,000	1.8
Y J 1号投資事業組合	299,700	1.6
飯尾 慶介	295,300	1.6
渡邊 一生	280,050	1.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	243,700	1.3
UBS AG SINGAPORE	240,200	1.3
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT	211,800	1.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	174,700	0.9

(注) 持株比率は自己株式2,351株を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況 (2020年9月30日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役	堀口 育代	株式会社オウチーノ 取締役 株式会社くらしにくふう 代表取締役 株式会社みんなのウェディング 代表取締役
代表取締役	新野 将司	株式会社Zaim 取締役 くふう少額短期保険株式会社 取締役 株式会社オウチーノ 代表取締役 株式会社おうちのくふう 代表取締役 株式会社みんなのウェディング 取締役 株式会社Seven Signatures International 取締役
取締役	熊谷 祐紀	熊谷法律事務所 代表弁護士 株式会社みんなのウェディング 監査役 綿半ホールディングス株式会社 取締役 株式会社フルスロットルズ 監査役 くふう少額短期保険株式会社 監査役
取締役	菅間 淳	株式会社オウチーノ 取締役 株式会社みんなのウェディング 取締役 株式会社アールキューブ 監査役 株式会社フルスロットルズ 取締役 株式会社おうちのくふう 取締役 くふう少額短期保険株式会社 取締役
取締役	吉川 崇倫	株式会社オウチーノ 取締役 株式会社みんなのウェディング 取締役 株式会社Da Vinci Studio 代表取締役
取締役会長	穂田 誉輝	株式会社Zaim 取締役 株式会社ロゴガイド 代表取締役
取締役	石渡 進介	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所パートナー弁護士 株式会社コロプラ 取締役 Supershipホールディングス株式会社 取締役 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー 取締役 スターフェスティバル株式会社 取締役

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
取締役（常勤監査等委員）	西 村 清 彦	Market News International Connect Advisory Board ボードメンバー 東京大学 名誉教授 政策研究大学院大学 特別教授 日本女子大学 理事 総務省 顧問 株式会社ニッセイ基礎研究所 特別招聘顧問
取締役（監査等委員）	田 丸 正 敏	株式会社オウチャーノ 監査役 株式会社Seven Signatures International 監査役 株式会社おうちのくふう 監査役
取締役（監査等委員）	飯 田 耕 一 郎	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 株式会社コロプラ 取締役（監査等委員）

- (注) 1. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
2. 取締役（常勤監査等委員）西村清彦氏、取締役（監査等委員）田丸正敏氏及び取締役（監査等委員）飯田耕一郎氏は社外取締役であります。
3. 取締役（常勤監査等委員）西村清彦氏は、経済学の研究者としての深い知見に加え、日本銀行において培われた財政・金融その他経済全般にわたる高い見識を有しております。
4. 取締役（監査等委員）田丸正敏氏は、金融及び不動産業界において、財務・会計に関する長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）飯田耕一郎氏は、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験、またはコーポレート・ガバナンスの整備に携わっており、コンプライアンスに関して相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）田丸正敏氏につきましては、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
7. 2019年12月17日開催の当社第1回定時株主総会終結の時をもって、取締役林展宏氏は任期満了により退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行を行わない取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第423条第1項の責任につき、10万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれかの高い額としております。

### (3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	8名	129,300千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	18,900千円 (18,900千円)
合計	11名	148,200千円

- (注) 取締役の報酬等の限度額は、2019年12月17日開催の第1回定時株主総会決議において、監査等委員である取締役について年額100,000,000円以内、監査等委員である取締役以外の取締役について年額500,000,000円以内と決議いたしております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役西村清彦氏は、当社とその兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役田丸正敏氏は、当社とその兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役飯田耕一郎氏は、森・濱田松本法律事務所の弁護士及び株式会社コロブラの社外取締役（監査等委員）であります。当社は、森・濱田松本法律事務所所属の同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託取引があります。当社とその他の兼職先との間に特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	西村清彦	当期開催の取締役会16回のすべてに出席し、また当期開催の監査等委員会17回のすべてに出席して、経済学の研究者としての深い知見に加え、日本銀行において培われた財政・金融その他経済全般にわたる高い見識から、適宜発言を行うほか、監査等委員会委員長として内部統制システム構築についても助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	田丸正敏	当期開催の取締役会16回のすべてに出席し、また当期開催の監査等委員会17回のすべてに出席して、金融及び不動産業界において、財務・会計に関する長年の経験と社外出身の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び業務執行のモニタリング体制を強化するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	飯田耕一郎	当期開催の取締役会16回中15回に出席し、また当期開催の監査等委員会17回中16回に出席して、弁護士としての専門知識と他社の社外役員としての経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び業務執行のモニタリング体制を強化するための助言・提言を行っております。

#### 5. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

誠栄監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額について、監査等委員会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬の額は相当であると判断したためです。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の遂行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

### 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### 【業務の適正を確保するための体制】

当社は取締役会において以下のとおり「内部統制基本方針」を決議しております。

#### (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### ① コンプライアンス体制

ア. 当社及び当社子会社（以下、併せて「当社グループ」といいます）は、個人の生活に直接的に関わる領域において、インターネット・メディアを通じた情報提供や各種サービスの提供を展開しておりますので、社会からは高い信頼性が求められ、当該社会的信頼性が当社グループ価値に直結するものと認識しております。この信頼性を維持し、また向上させるため、当社グループは、企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます）を遵守するコンプライアンス体制を整備します。

イ. 当社グループは、定期的かつ継続的に社内研修等を実施することで、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループのコンプライアンス体制の強化を図ります。

##### ② 内部通報窓口の設置

当社グループは、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報規程を制定し、内部通報窓口を設置します。

##### ③ 監査の実施

ア. 当社は、内部監査部を設置し、定期的に当社グループの内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査等委員会及び管掌取締役に報告する体制とします。

イ. 監査等委員会は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの構築・運用状況を含め、業務執行取締役の業務執行を監査します。

##### ④ その他

ア. 当社グループは、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則、賞罰規程その他の社内規程に基づき、適正に処分を行います。

イ. 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

ウ．当社グループは、反社会的勢力に対して厳正に対応し、反社会的勢力との関わりを排除するため、反社会的勢力対応規程を制定し、取引先が反社会的勢力と関わりがないことを事前に確認します。

**(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 当社グループの業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、文書管理規程を制定し、法令等に従い適切に保存及び管理します。
- ② 当社の役員は当社グループの情報を、子会社役員は各子会社の情報を、当社経営管理部門及び各子会社の経営管理部門を通じて、必要に応じて閲覧できることとします。

**(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、当社グループにリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的にマネジメントします。
- ② 当社グループは、個人情報の保護に関する法令等に基づき、個人情報保護規程、並びに個人番号及び特定個人情報保護規程を制定し、個人情報保護体制の確立・強化を推進します。
- ③ 当社グループの企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、各社の代表取締役を中心に危機への対応とその速やかな取捨に向けた活動を行います。
- ④ 監査等委員会及び内部監査部は、リスク管理体制の実効性について監査します。

**(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社グループの各業務執行取締役の職務は、取締役会において決定された各業務執行取締役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。重要な意思決定については、会議体としての運営方法等を定めた任意委員会規程を制定し、日常的な意思決定においては、業務の分掌や決裁方法等を定めた組織運営規程を制定し、これらに基づき意思決定を行います。
- ② 当社グループは、中長期及び年度毎のグループ全体及び子会社別主要経営目標を設定し、その進捗についての定期的な検証を行います。
- ③ 当社は、子会社に役員を派遣することにより、子会社の支援及びマネジメントを行います。
- ④ 当社は、必要に応じて、子会社に対して、経営管理業務、経理業務、法務業務、人事採用業務、情報システム業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築します。

**(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
ア．当社は、当社グループ間協定により、子会社から定期的な財務報告を受け、また重要な意思決定に関する事項については事前承認事項又は報告事項とし、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。

イ. 当社グループにおいて、企業活動に関する重要な法令等違反の行為又は危機が発生した場合、当社グループの役員及び使用人は、コンプライアンス・リスク管理規程に従って、速やかに当社が指定する方法により当社に報告します。

② 内部統制の構築

当社は、当社グループの内部統制システムを子会社各社と共に構築し、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要な指導・支援を実施します。

(6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の業務を補助するための取締役及び使用人を任命します。監査等委員会の業務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとし、その任命、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとします。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の業務執行取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査等委員会に定期的に報告を行い、当社グループの役員及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会に出席して、執行状況を報告します。
- ② 当社グループの役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、取締役会等を通じて、監査等委員会に当該事実を報告します。
- ③ 当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程に定めるなどして、当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理にかかる方針に関する事項

当社グループは、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用について前払い又は償還の請求をした場合は、その効率性及び実効性に留意の上、当該職務の執行のために明らかに必要と認められない場合を除き、当該費用または債務を負担します。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査管掌取締役及び内部監査担当者を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。
- ② 監査等委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査等委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査します。

- ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。

#### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

##### (1) 内部統制システム全般

当社では、取締役会を16回開催し、事業計画の進捗状況確認及び重要な意思決定等について、監査等委員も含めた全取締役により活発な議論を行いました。また、取締役会で決定した方針に基づき効果的な職務執行を実現するために、定期的開催される各種任意委員会を設置し、各取締役の専門性に応じた十分な議論を通じて、職務の執行をいたしました。子会社からの財務報告は、各種任意委員会を通じて定期的に報告を受けており、また重要な意思決定に関する事項は、各種任意委員会における事前承認事項又は報告事項として運用されており、適正かつ機動的な子会社管理を行いました。

監査等委員会は17回開催しております。監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画等に基づき、各監査等委員は当社及びグループ会社の重要な会議に出席するほか、内部監査部及びグループ会社の監査役を通じて各子会社及び各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督いたしました。

また監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針・監査計画及び日程等についても意見交換を行い、必要に応じて内部監査部を交えて、監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点などについても情報交換を行い、相互に連携を図りました。

##### (2) コンプライアンス・リスク管理

コンプライアンス・リスク管理に関する啓蒙活動を目的として、役職員を対象に内部通報制度研修、インサイダー取引防止研修、ハラスメント研修、及びコンプライアンス事例研修等に関する教育を行いました。

当社において、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO27001を取得し、当社グループ全体における情報セキュリティに関するリスク管理を目的として、情報セキュリティ研修等の啓蒙活動を行いました。

任意委員会としての経営管理委員会をコンプライアンス・リスク管理に関する責任会議体として位置付け、各子会社・関連部署からリスク管理運営状況について報告を受け、その内容を取締役会と共有しました。

さらに、緊急度の高いコンプライアンス・リスク事象が生じた際の情報共有のための仕組みを構築し、当社グループ全体で速やかに情報を共有の上、対応し、改善策の立案・実施をしました。

当社経営管理部門は、当社及びグループ会社全体の管理業務を提供しており、各種取引の与信・反社確認、通常の取引や新規サービス立ち上げ時におけるの事前法務相談、個人情報の利用状況や情報セキュリティの管理状況の確認等を日々の業務として行っております。

また、各グループ会社の社内及び社外に設置された内部通報窓口において随時内部通報を受け付けており、研修を通じて内部通報制度の趣旨の説明と利用の案内を積極的に行いました。

**(3) 子会社経営管理**

当社は、子会社等に役員及び幹部社員を派遣することにより、子会社の経営及び管理支援を行っております。また、定期に開催される経営管理委員会には、子会社等の取締役に参加を依頼し、それらを通じて、迅速かつ効率的に経営管理を行っております。

**(4) 内部監査**

内部監査部が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

**7. 株式会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率等について持株比率は表示桁未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,272,830</b>	<b>流動負債</b>	<b>969,472</b>
現金及び預金	1,989,186	買掛金	52,772
売掛金	315,166	支払備金	8,926
商品	61,249	責任準備金	2,185
仕掛品	5,064	短期借入金	232,540
貯蔵品	38	1年内返済予定の 長期借入金	194,040
販売用不動産	737,050	資産除去債務	600
その他	170,527	未払法人税等	179,138
貸倒引当金	△5,452	ポイント引当金	2,689
		その他	296,580
<b>固定資産</b>	<b>3,101,915</b>	<b>固定負債</b>	<b>974,192</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>119,001</b>	長期借入金	937,960
建物	104,343	繰延税金負債	1,921
工具、器具及び備品	14,657	資産除去債務	34,225
<b>無形固定資産</b>	<b>2,694,021</b>	その他	85
のれん	2,492,601		
その他	201,420	<b>負債合計</b>	<b>1,943,665</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>288,891</b>	<b>純資産の部</b>	
繰延税金資産	116,955	<b>株主資本</b>	<b>4,335,929</b>
その他	301,589	資本金	75,776
貸倒引当金	△129,652	資本剰余金	4,314,178
		利益剰余金	△51,704
		自己株式	△2,322
		その他の包括利益累計額	166
		為替換算調整勘定	166
		新株予約権	2,163
		非支配株主持分	92,821
		<b>純資産合計</b>	<b>4,431,080</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,374,745</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,374,745</b>

## 連結損益計算書

(2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,548,097
売上原価		1,771,923
<b>売上総利益</b>		<b>2,776,173</b>
販売費及び一般管理費		2,540,556
<b>営業利益</b>		<b>235,616</b>
営業外収益		
受取利息	102	
還付加算金	13	
助成金収入	20,466	
その他	1,622	22,205
営業外費用		
支払利息	4,559	
為替差損	2,946	
支払手数料	1,436	
その他	1,057	10,000
<b>経常利益</b>		<b>247,821</b>
特別利益		
固定資産売却益	1,150	
資産除去債務戻入益	1,718	
その他	215	3,084
特別損失		
固定資産除却損	5,581	
減損損失	132,442	
事務所移転費用	50,164	
その他	22,498	210,687
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>40,219</b>
法人税、住民税及び事業税	198,977	
法人税等調整額	△77,276	121,700
<b>当期純損失 (△)</b>		<b>△81,481</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		13,298
<b>親会社株主に帰属する当期純損失 (△)</b>		<b>△94,779</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	50,068	4,668,940	43,075	△1,779	4,760,305
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	25,708	25,708			51,416
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△94,779		△94,779
自己株式の取得				△543	△543
連結子会社株式取得による持分の増減		△380,469			△380,469
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	25,708	△354,761	△94,779	△543	△424,376
当 期 末 残 高	75,776	4,314,178	△51,704	△2,322	4,335,929

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△363	△363	2,060	120,660	4,882,663
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					51,416
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△94,779
自己株式の取得					△543
連結子会社株式取得による持分の増減					△380,469
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	529	529	103	△27,839	△27,205
当 期 変 動 額 合 計	529	529	103	△27,839	△451,582
当 期 末 残 高	166	166	2,163	92,821	4,431,080

# 貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,393,079</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,752,436</b>
現金及び預金	1,363,027	短期借入金	1,707,450
売掛金	33,374	未払金	20,161
前払費用	11,891	未払費用	9,770
短期貸付金	1,102,678	未払法人税等	1,210
その他	24,108	その他	13,843
貸倒引当金	△142,000	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,050,567</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,683,105</b>	関係会社長期借入金	4,050,567
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,231</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,803,003</b>
建物	540	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具、器具及び備品	690	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,271,018</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,974</b>	資 本 金	75,776
商 標 権	299	資 本 剰 余 金	4,751,674
ソフトウェア	1,675	資 本 準 備 金	75,776
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>7,679,900</b>	その他資本剰余金	4,675,897
関係会社株式	7,655,150	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△554,110</b>
その他	24,750	その他利益剰余金	△554,110
		繰越利益剰余金	△554,110
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,322</b>
		新 株 予 約 権	2,163
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,273,181</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,076,185</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>10,076,185</b>

# 損益計算書

(2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		680,132
売上原価		227,341
<b>売上総利益</b>		<b>452,791</b>
販売費及び一般管理費		492,330
<b>営業損失(△)</b>		<b>△39,538</b>
営業外収益		
受取利息	10,339	
その他	19	10,358
営業外費用		
支払利息	1,928	
貸倒引当金繰入額	142,000	143,928
<b>経常損失(△)</b>		<b>△173,109</b>
特別利益		
新株予約権戻入益	45	45
特別損失		
子会社株式評価損	160,134	
関係会社債権放棄損	114,155	
減損損失	2,789	277,080
<b>税引前当期純損失(△)</b>		<b>△450,143</b>
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
<b>当期純損失(△)</b>		<b>△451,353</b>

## 株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	50,068	50,068	4,675,897	△102,757	△1,779	4,671,498
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	25,708	25,708				51,416
当期純損失 (△)				△451,353		△451,353
自己株式の取得					△543	△543
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	25,708	25,708	—	△451,353	△543	△400,480
当 期 末 残 高	75,776	75,776	4,675,897	△554,110	△2,322	4,271,018

	新株予約 権	純資産合 計
当 期 首 残 高	2,060	4,673,558
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		51,416
当期純損失 (△)		△451,353
自己株式の取得		△543
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純 額)	103	103
当 期 変 動 額 合 計	103	△400,376
当 期 末 残 高	2,163	4,273,181

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

##### その他有価証券

(営業投資有価証券含む)

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、有限責任事業組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を総額で取り込む方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### 有形固定資産

定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 6年～20年

##### 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (貸借対照表)

前事業年度まで流動資産「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の流動資産「短期貸付金」は286,609千円であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 965千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
(区分掲記したものを除く)
- |        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 1,156,539千円 |
| 短期金銭債務 | 1,579,591千円 |
- (3) 保証債務
- 連結子会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。
- |                |           |
|----------------|-----------|
| 株式会社みんなのウェディング | 392,000千円 |
| 株式会社おうちのくふう    | 20,000千円  |

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（損益計算書に掲記しているものを除く）

営業取引による取引高

営業収入 332,080千円

営業支出 △59,129千円

営業取引以外の取引高

営業取引以外の取引高（収入分） 10,330千円

営業取引以外の取引高（支出分） 1,182千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,901株	450株	一株	2,351株

(注)自己株式数の増加は、単元未満株式及び端株の買取によるものです。

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損 94,877千円

貸倒引当金 49,107千円

未払費用 2,422千円

繰越欠損金 42,520千円

その他 1,902千円

繰延税金資産小計 190,829千円

評価性引当額 △190,829千円

繰延税金資産合計 一千円

繰延税金負債 一千円

繰延税金資産の純額 一千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

会社等

会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注) 1	科目	期末残高 (千円)
株式会社 みんなのウェディング	所有 直接 100.0	連結子会社	資金の借入 (注)3	1,226,065	関係会社長期借入金及び短期借入金	4,358,131
			借入の返済 (注)3	590,000	—	—
			業務支援料 (注)2	138,420	売掛金	13,200
			保証債務 (注)5	392,000	—	—
株式会社アー ルキューブ	所有 直接 100.0	連結子会社	利息の受取 (注)3	1,202	—	—
			資金の貸付 (注)3	378,373	短期貸付金	136,543
			貸付の返済 (注)3	320,239	—	—
			資金の借入 (注)3	259,825	関係会社長期借入金及び短期借入金	180,000
			借入の返済 (注)3	79,828	—	—
株式会社 オウチーノ	所有 直接 100.0	連結子会社	資金の借入 (注)3	262,039	関係会社長期借入金及び短期借入金	960,594
			借入の返済 (注)3	50,000	—	—
株式会社Seven Signatures International	所有 直接 100.0	連結子会社	利息の受取 (注)3	7,141	その他流動資産	2,420
			資金の貸付 (注)3	527,200	短期貸付金	591,370
			貸付の返済 (注)3	20,500	—	—
			債権放棄 (注)4	114,155	—	—
			担保の受入 (注)6	192,550	—	—
株式会社おう ちのくふう	所有 直接 100.0	連結子会社	資金の貸付 (注)3	203,840	短期貸付金	203,840
			貸付の返済 (注)3	12,067	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高のうち売掛金には消費税等が含まれております

2. 業務支援料については、一般的な取引条件を参考に決定しております。

3. 当社は、CMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しており、取引金額については取引が反復的に行われているため、当事業年度における純増減額を記載しており、CMS以外の貸付

による取引額は総額を記載しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しています。

4. 子会社である株式会社Seven Signatures Internationalの支援を行うため、同社に対する貸付金のうち、114,155千円について債権放棄を行っております。
5. 当社は、株式会社みんなのウェディングの銀行借入に対して債務保証を行っております。
6. 当社の銀行借入金に対し、子会社である株式会社Seven Signatures International所有の不動産の担保提供を受けております。なお、担保提供料の支払いは行っておりません。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	237円08銭
1株当たり当期純損失	25円10銭

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

(募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2020年11月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対し、下記の通り、新株予約権(以下、「本新株予約権」)を発行することを決議いたしました。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して、公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

概要は、連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」を参照下さい。

(取得による企業結合)

当社は、2020年11月12日開催の取締役会において、株式会社キッズスター(以下、「キッズスター」)の株式を取得し子会社化するための株式譲渡契約を締結することを決議いたしました。

概要は、連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」を参照下さい。

#### 10. その他の注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月12日

株式会社くふうカンパニー  
取締役会 御中

誠栄監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 田 村 和 己 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森 本 晃 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社くふうカンパニーの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社くふうカンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2020年11月12日開催の取締役会において、株式会社キッズスターの株式を取得し子会社化することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。  
また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年11月12日

株式会社くふうカンパニー  
取締役会 御中

#### 誠栄監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 田 村 和 己 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 森 本 晃 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社くふうカンパニーの2019年10月1日から2020年9月30日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2020年11月12日開催の取締役会において、株式会社キッズスターの株式を取得し子会社化することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。  
また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての報告、及び金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についての報告を、取締役及び使用人等から受け、いずれの報告においても必要に応じて説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施致しました。

(1) 監査等委員会は、同委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。会計監査人からは「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等及び誠栄監査法人から開示すべき重要な不備はない旨の報告を受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月13日

株式会社くふうカンパニー 監査等委員会

常勤監査等委員 西村 清彦 ㊟

監査等委員 田丸 正敏 ㊟

監査等委員 飯田 耕一郎 ㊟

以 上